

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和4年9月30日

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和4年8月2日から令和4年8月19日まで

3 監査の対象部課等

企画部 財政課
学び育成部 スポーツ課

4 監査の対象

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【企画部 財政課】

令和3年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【学び育成部 スポーツ課】

令和3年度に係る財務及び事務事業執行については、支出事務を中心に、庶務事務、物品及び備品管理事務において不適切な事務処理が多数見受けられた。

一部の留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求める。

その他、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【企画部 財政課】

(1) 事務の適正な執行について

前回の監査で指摘された事項が改善されていない。小さな誤りが大きなミスにつながることを認識し、十分にチェックをされたい。

財政課は、財務事務の総括的な役割を担う課であり、適正な事務処理に努めることはもとより、町として財務事務を適正に執行するため、関係法令やマニュアルに対する職員の知識の習得や、正しい理解ができるよう研修の充実などに取り組みたい。

(2) ふるさと納税の推進について

「ふるさと納税」は歳入確保の一手段ではあるが、地域資源を活用し、地域の活性化を図る重要な役割となっている。今後も地元産業界との連携による、産物の提供や、心の充実につながるサービスの提供を検討されたい。

(3) 基金管理について

町は、基金の統合を考えているとのことだが、現下の厳しい財政状況を考慮した中、当面の活用がない基金については一元管理・運用を検討されたい。

(4) 今後について

今後は、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、厳しい財政状況が見込まれることから、引き続き事業の選択と集中を行い、将来を見据えた持続可能な財政運営を図られたい。

【学び育成部 スポーツ課】

(1) 事務の適正な執行について

前回の監査と同じような不適切な事務処理が多数みられ、大変遺憾である。同じような不適切な事務を繰り返す理由としては、監査における指摘や意見等の内容を十分に確認・検証しないまま従前どおりに事務を進めていることなどが考えられる。

適正かつ正確な事務処理を行うことが大事であることを共通認識とするため、監査で指摘された事項などを題材にケースワークを行うことなどを検討されたい。

(2) 補助金について

寒川町野球協会に「川とのふれあい公園野球場の草刈り・除草・清掃活動」に対する補助金80万円を交付しているが、交付の根拠となる「寒川町スポーツ関係団体補助金交付要綱」の目的、対象事業に合致しておらず、補助金の使途も不明瞭である。

スポーツ施設の管理業務は町が行うべき業務であり、こうした業務に必要な経費を特定のスポーツ団体に対して補助金として支出することは不適切であると言わざるを得ない。

補助金を交付したことで施設環境が向上し、さらには経費の削減につながっているとのことだが、補助金は団体等が行う特定の事業や活動に対して交付するものであり、行政の代替事業に対して交付するものではない。

現状の野球場の「草刈り・除草・清掃」を補助事業として扱っていることについては容認しがたく、他の手段で実施する方法はあるのかなど、今後の方向性について検討されたい。

(3) ストリートスポーツについて

オリンピックが終わり、ストリートスポーツが注目されている中、「THE PARK-SAMUKAWA」においても事業や集客の広がりを確認した。

しかしながら現在、全国において類似施設が次々に整備されている状況にあることから、町は今後も現状の体制で事業を継続していくのか、他のスポーツ施設への補助との公平性なども含め、方向性を明示していくべきと考える。

(4) 職員体制について

スポーツ課の業務については、所管する指定管理施設が増えたことや、施設の大規模修繕の調整に時間を取られるほか、ストリートスポーツの振興といった新たな事務も加わり、時間外の状況なども総合的に見ると職員への負担が増えているように感じる。

今後は、さらに IT 化を推進し、効率的な業務を目指すことになるが、町民へのサービスを提供する業務については、職員の努力に頼らざるを得ない状況もあることから、職員の負担増が及ぼすストレスの増加や、モチベーションの維持などについても考慮した職員配置を人事当局にお願いするものである。